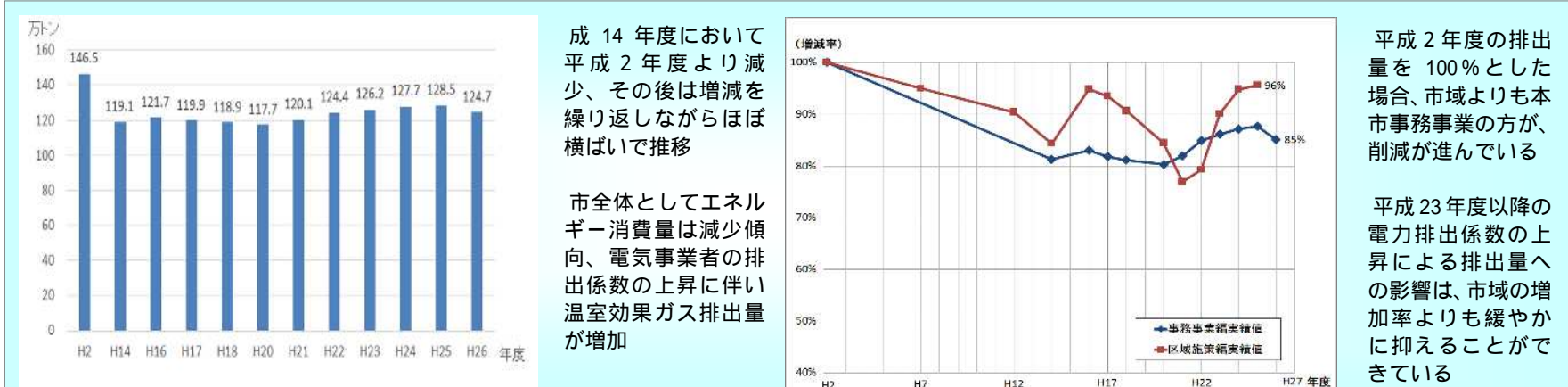


大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕 概要版

1 計画の基本的事項

背景	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく法定計画平成23年に策定した「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」が、平成27年度末で計画期間満了となったことから改定を行う。
目的	大阪市役所は市域で多量の温室効果ガスを排出する事業者であることから、市民、事業者に先んじて排出量削減の取組を 率先垂範 する。
対象範囲	大阪市役所が行うすべての事務事業 「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」を含む。

2 温室効果ガス排出量の状況等



3 計画の期間及び目標

【目標】 平成32年度に平成25年度比**7.5%**削減を達成する

計画期間	平成28年度から32年度
目標年度	平成32年度
基準年度	平成25年度

4 目標達成のための基本方針

基本方針	主な取組
公共施設における低炭素化の推進	・LED照明の導入 ・ESCO事業の実施 ・効率的な省エネ機器への更新 ・太陽光発電の導入 ・日常的な施設・設備の運用改善 など
ごみの減量・リサイクルの推進	・ごみ焼却量の減量化 など
車両対策の推進	・市バスの省エネ化 ・地下鉄車両の省エネ化 など
職員による環境マネジメントの強化	・不要照明の消灯 ・冷暖房負荷の低減 ・設備の運転管理 など
未利用エネルギーの有効活用の推進【間接削減】	・消化ガス発電事業 ・小水力発電の導入 ・ごみ焼却熱による発電

5 所属別の削減目標

本市の事務事業において全体の95%以上の排出量を占める次の7所属については、**所属別の削減目標**を設定 (万トン-CO₂)

区分	H25年度排出量 (基準年度)	削減目標 H25 H32	H32年度排出量 (目標年度)	主な取組	【参考】 平成27年度に実施した新たな取組
本市の事務事業	126.1	-7.5%	116.6		
環境局 (一部事務組合含む)	45.2	-11.7%	39.9	ごみ焼却量の減量化 ごみ焼却余熱を利用したごみ発電	各所属が管理する施設への太陽光発電設備の導入
交通局	27.8	-4.5%	26.6	駅舎等における省エネルギー・省CO ₂ 化 地下鉄・市バス等の省エネルギー・省CO ₂ 化	
建設局	26.4	-11.5%	23.3	下水処理場における省エネルギー・省CO ₂ 化 下水処理場における水処理の方式変更 LED照明の導入推進 ESCO事業の実施 消化ガス発電施設の整備	
水道局	10.6	+0.2% 以下に抑制	10.7	浄水場等における省エネルギー・省CO ₂ 化 施設設備の運用改善 小水力発電の導入	4合同庁舎への太陽光発電設備の導入
教育委員会事務局	5.4	+4.0% 以下に抑制	5.6	学校における省エネルギー・省CO ₂ 化 学校の適正配置・統合 小中学校への新たな空調機器設置によるCO ₂ 排出量増加の抑制	中学校への太陽光発電設備の導入
経済戦略局	3.0	-4.5%	2.9	スポーツ施設等における省エネルギー・省CO ₂ 化	スポーツ施設の電光表示装置のLED化 スポーツ施設等におけるLED照明の導入 展示施設への太陽光発電設備の導入
福祉局	1.4	-0.8%	1.4	弘済院等の施設における省エネルギー・省CO ₂ 化 ESCO事業の実施	
その他部局	6.2	H25年度排出量 以下に抑制	6.2	職員による環境マネジメントの強化	

四捨五入の関係で、合計等が一致しない場合がある。

6 計画の推進体制・進行管理

1 推進体制

市長を本部長とする「地球温暖化対策推進本部(仮称)」のもと、温室効果ガスの排出削減の取組を全庁的に推進

2 実施状況の点検・評価・公表

各所属を通じて毎年度の電気使用量等を調査 削減取組の実施状況を点検・評価 大阪市HP等を通じて市民等に広く公表

3 計画の見直しについて

「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」及び国の地球温暖化対策計画等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。